



年休は労働者の権利だ！ 年休裁判東京訴訟上告！！

年休裁判東京訴訟の原審原告6名は本日、控訴審の不当判決を許さず、年休の権利を労働者の手に取り戻すために、上告手続きをしました。

第一審では、運輸所の要員不足が常態化していること、年休が5日前に確定することは労働者にとって不利益であると判断しました。しかし第二審で、これらは、会社の正常な事業展開のためには仕方がないことだと、会社側の主張しか採用せず、労基法で謳われた労働者の権利を全く無視した不当極まりない判決でした。

JR東海労全組合員は、東京高裁の不当な判決に対して、断固たる決意で立ち上がった6名の原告と共に闘います。

